

紀の川市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

紀の川市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 2
3. 計画の期間 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

① 基本的な考え方と目的

近年、社会情勢の急激な変化に伴い、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化するとともに、保護者や地域からの学校や教育職員に対する要求が高まっていることなどから、教育職員の業務は増加の一途を辿っている。これに伴い、教育職員の心身の健康維持は極めて困難な状況にあり、持続可能な学校教育体制を維持していくためには、教育職員の働き方の抜本的な見直しが不可欠である。

そこで教育委員会は、教育職員の多忙化を解消し、子どもと向き合う時間を確保するとともに、教育職員のウェルビーイングの向上を図ることを目的として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき、本計画を策定するものとする。

② 取組の方向性

本計画は、単に労働時間を削減することに留まらず、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出し、健康と福祉の確保を目指す。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「教育職員の健康及び福祉の確保に関する規則」を定め、教育職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

これまでの取組として、教育職員の出退勤管理システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図った。また、校務支援システム、児童保護者連絡システム、デジタル採点システム、留守番電話機能を導入し、業務の効率化や適正化を進めながら、様々な取組を実施した。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況（正規職員のみ）】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	31時間1分	24.6%	1.5%
中学校	34時間57分	18.9%	0.6%

時間外在校等時間において、教材準備や保護者対応、部活動指導などの業務負担が大きくなっており、業務の効率化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標【R6年度のデータ】

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
【小学校75.4% 中学校81.1%】
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
【小学校31時間 中学校35時間】
- ・1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする。
【小学校372時間 中学校420時間】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【R6年度のデータ】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
【15.1日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合が10%を超えないようにする。
【8.6%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を150以下とする。(全国平均100)
【77】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいに関する項目において「良い」「やや良い」を全国平均以上にする。(全国平均23.3%)
【37.6%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※ただし、計画の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行う。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・保護者、地域住民等による協力のもと、通学路の見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、繰り下げを含めた登校時間の見直しを推進する。
- ・登下校の状況把握システムを活用し、保護者が安心できる環境づくりを推進する。

- イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察や青少年センターが行っている見回りに委ねることとする。
- ウ 学校徴収金の徴収・管理
 - ・学校徴収金については、徴収金業務管理システムの導入を進めていく。
- エ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、学校との連絡調整は共育コミュニティコーディネーター等が中心となって行うよう働きかけていく。また、学校との連絡調整については、教育職員間の適切な役割分担を行うものとする。
- オ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・首長部局とも連携して学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ア 調査・統計等への回答
 - ・電子申請システム、児童保護者連絡システム、校務支援電子システムの機能等を活用ことによって、調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- イ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - ・事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じてICT支援員を活用する。
- ウ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員が中心となって行う。
- エ 学校プールや体育館等の施設・設備の運営・管理
 - ・教職員による学校プールの運営・管理については、民間事業者等への委託の拡充を検討する。
- オ 学校敷地内の環境整備・維持管理
 - ・学校敷地内の環境整備・維持管理については、民間事業者等への委託など負担軽減を促進するよう検討する。
- カ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・安全確保のための措置を予め講じた上で、特定の教育職員のみには負担が集中しないよう、輪番制等を取り入れる等、組織全体で負担軽減を推進する。
- キ 校内清掃
 - ・校内清掃の回数や範囲を合理化するとともに、教育職員の輪番制等を見直し、負担軽減を推進する。
- ク 部活動
 - ・令和10年度を目標に、原則休日における部活動の地域展開・地域連携を実現できるよう推進する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ア 給食の時間における対応

- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。
- イ 授業準備、学習評価や成績処理
- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を積極的に配置する。
 - ・校務支援システムやデジタル採点システム等のICTの活用し、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担の軽減を促進する。
- ウ 学校行事の準備・運営
- ・学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、事務職員及び教員業務支援員等との協働を促進する。
- エ 進路指導の準備
- ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教育職員と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフや地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進する。
- オ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・教育委員会において、学校・福祉・教育支援センター・スクールソーシャルワーカー等との情報交流会を開催し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。また、学校は必要に応じて、こども課や医療機関等との連携強化を図るよう促す。
 - ・必要に応じて、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員など、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直すよう、指導・助言を行う。
- ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表や行事等の精選・工夫を行うよう、指導・助言を行う。
- ・デジタル技術の活用により、教育職員間における情報共有のデジタル化や服務管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を50%にする。（R6結果36% 県31%）

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施するよう促す。

- ・ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組むよう指導する。
- ・ すべての学校においてストレスチェックを実施し、学校は、実施後の集団分析の結果等を活用して職場改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題に関する相談窓口の活用を促すとともに、必要に応じて学校医等の専門医による助言や保健指導を受けられるよう支援する。
- ・ 年休取得日数の少ない教育職員には目標日数に近づけられるよう、各学校に対して取得を促す。
- ・ 令和8年度中に、学校における定時退校日（ノー残業デー）を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に4日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に参加するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。また、教育職員の業務の適正化について、保護者や地域住民等の理解を促進するため、学校運営協議会において、学校の働き方改革について協議すること等に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。